

2026 年 2 月吉日

公益財団法人公益推進協会

目的

当基金は篤志家の方からの寄付を活用して、不安定な社会情勢やストレスの多い職場環境などの影響で増加する統合失調症などの精神疾患を有する患者の生活支援活動、自殺抑止のための支援活動、家族を自死で亡くした遺族のサポート活動を行う団体に助成を行い、患者の社会復帰や自殺抑制効果を向上させ、遺族との気持ちの分かち合いを深め、互いを思いやる心を大切にする社会の構築に寄与することを目的とします。

助成額

1 件あたり **20 万円** 以内

助成件数

2 件程度

募集期間

2026 年 2 月 2 日 ～2026 年 4 月 10 日（※WEB 申請 17:00 締切）

助成対象

（1）助成対象活動 日本国内において実施される活動で、以下の要件のいずれかを満たすもの

- ① 統合失調症などの精神疾患を有する患者の生活支援活動
- ② 自殺抑止のための支援活動
- ③ 自死遺族を対象とする支援活動
- ④ その他この基金の目的達成に資する活動

（2）助成対象団体 以下の要件を全て満たしている団体

- ① 上記活動について過去 3 年以上の実績がある団体
- ② 営利を目的としない事業を行う団体（法人格は不問）
- ③ 団体の活動をホームページ、SNS 等で公表していること

※国、地方自治体、宗教法人、個人、営利を目的とした株式会社・有限会社、趣旨や活動が政治・宗教・思想・営利などの目的に偏る団体は該当しません。

（3）助成対象期間 2026 年 7 月 1 日～2027 年 6 月 30 日（期間内であれば、実施回数や時期は問いません）

（4）対象経費 助成金の使途は、申請する事業活動に伴う経費です。

単価が 5 万円を超える経費には見積書の写しが必要です。

家賃や通常の人件費等の経常費には使用できません。また、備品のみの購入は助成対象外です。

応募方法

応募フォーム（<https://form.run/@oubo-syakukaisinn>）に下記書類を添付し、ご応募ください。

- （1）申請補助資料（助成実績・収支概要） ※当財団ホームページ（<https://kosuikyo.com/>）よりダウンロード
- （2）定款または団体・グループの規約や会則

- (3) 過去3年間(2022年～2024年)の決算書(貸借対照表と収支計算書等)と事業報告書
- (4) 【法人のみ】履歴事項全部証明書(発行6ヶ月以内)
- (5) 申請金額の根拠となる見積書の写し ※単価が5万円を超える経費は必須
- (6) 【任意提出】企画書、活動状況のわかる資料(チラシ、画像資料など)

※申請後の差し替え・修正等には原則応じられませんので必ず事前のご確認をお願いします。

ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。あらかじめ余裕をもって手続きをお願いします。

□選考及び結果通知

(1) 選考

選考は二段階で実施します。

1次選考(書類審査)：結果は5月下旬を目途に郵送。但し1次選考通過団体にはメールで通知予定

2次選考(WEB面接)：2026年6月1日(月)の18時から20時までの間を予定

当財団の選考委員会において厳正に選考し、常任理事会で決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

(2) 結果通知

2026年6月下旬を目処に申請者に対し、採否を文書又はメールで通知します。

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

□助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に振込先を記入する用紙をお送りします。

その用紙が当財団に返送されて到着後1ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。

□助成決定者の義務

- ・当助成金で実施する事業に関する広報物(チラシ・パンフレット・SNS・ホームページ等)に、「公益財団法人公益推進協会 釋海心基金による助成事業」であることを必ず明記してください。
- ・助成金を受給した場合は、申請の予定通り事業を遂行してください。
- ・受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
- ・助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に下記書類を指定する提出フォームにて提出してください。
 - ① 助成事業報告書(指定書式)
 - ② 助成事業収支報告書(指定書式) ※支払先や支払金額が明記された領収証やレシートの写しを必ず添付
- ・適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■やむを得ず以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。

- ・助成対象事業の内容を変更するとき
- ・助成対象事業を中止する場合や重複しての受給となることが判明したとき
- ・助成実施期間の延長を希望する場合

□助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- (1) 助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- (5) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (6) 応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

助成に対する問い合わせ先

〒162-0826 東京都新宿区市谷船河原町9-3 公益ビル

公益財団法人公益推進協会 釋海心基金担当

TEL 03-6457-5801 問い合わせ対応時間：平日10：00～17：00

E-mail：info@kosuikyo.com（件名は「【問合せ】釋海心基金_団体名」としてください）

